

令和7年度 姫里小学校 安全安心ルール

対応 段階	学習の時に	他の子に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・嘘をつかない ・ルールを守る ・人に親切にする ・勉強する 			
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業時間に遅れる 	<ul style="list-style-type: none"> ・話を聞かない ・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う 	<ul style="list-style-type: none"> ・物を大切にしない ・学校の机に落書きをする ・学校のものを勝手に使う 	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で指導 ・場合によっては家庭に連絡
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業のじやまをする ・授業に関係ない話をする ・授業をさぼり校外にたむろする 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間はずれにする ・悪口、かけ口を言う ・バカにしたようなことを言う ・注意や助言を聞かない ・こわがるようなことを言う 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のものをこわす ・夜中に出歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭け事をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校全体で児童理解と支援を行う ・複数の教職員で個別指導
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中、故意に妨害する ・テストのじやまやカンニングをする ・学校をさぼり校外にたむろする 	<ul style="list-style-type: none"> ・いやがることを無理やりさせる ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなど 暴力をふるう ・物を故意にこわしたり、すてたりする 	<ul style="list-style-type: none"> ・万引きや飲酒、喫煙など法律に違反するようなこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係諸機関(スクールカウンセラーやこども相談センター、警察など)と連携し、支援を行う
	<p>第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為(窃盗や傷害・恐喝行為など)については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。</p>			